

くては、世界の工業国並みの水準に達しない、世界の工業国より日本の道路は四十カ年おくれてある、こういうような勧告と申しますか、調査報告書を受けたるわけであります。従いまして、たゞいま大臣が申されましたように、一般道路費は、道路整備十カ年計画にさらに大幅に予算を獲得して充当していかねばならぬ、こういうような段階にあるわけであります。従いまして、どうしてもその他の方法を求めるときは、道路公債か外資よりはかに道がない。また有料道路の關係でもつて、財政投融資のこととも考えられますけれども、外資を導入しましても、この記事にあるよな三十年、五十年というような長期の外資なら、十分償還の見通しもつくわけでありますので、ぜひ一つこの外資導入によりまして、早急に縦貫道の開通のできるよう御努力をお願いいたしたい、かよう考へるわけで、大臣のとられておる処置は、國策の上からは実に時宜を得た処置だと思って、満腔の賛成をいたすわけであります。積極的にこの方針を進められることを希望するわけであります。

あります。そこで、われわれが人の点についてとやかく申し上げることはで
きないのでありますけれども、基本的な問題として、どういう基準での選
考を進めておるかという点について、
御意向を明らかにしていただきたいと
思つております。これは私が申し上
げるまでもありませんが、單に道路と
いうだけでなしに、国土の普遍的開
発、そして生活領域の拡大といふよ
うなことが、この法案の目的になつて
おるわけであります。この任期は三年
でありますから、目先第一工事といた
しまして、東京—神戸間の四百五十キ
ロに当るわけでありますけれども、す
ぐに小牧—吹田間は法律でもつて決定
いたしまして本年度着工の運びになつ
ております。そうしますと、小牧—東京
間になるわけであります。そうしてた
だいま申し上げましたような目的を達
成するとすると、どうしたことになるか
と申しますと、林野庁の調査だけでも、
この沿道だけに一億六千万石の木材が
ある。年間の生長量だけでも四百二十五
万石、こういふような林野庁の調査がで
きておるわけであります。さらに全埋蔵量に
おきましては、七百億とか八百億とい
うよろんな利益が上ることになるわけで
あります。その他赤石山系はほとんど
石灰で、ある一部においては戦前陸軍
省が民間に手をつけさせなかつたよう
な高度の良質の石灰岩になつておる。
従つて化学繊維工場とかいうようなこ
とに十分利用できる。さらに電源開発
の面におきましては天龍川、大井川、
富士川などとあります、天龍川水系だ

けでも現在六十何万という全日本の一割近いところの発電をし、まだ未開発地域がそれ以上あるというような関係になつておる。従つて私の構想といたしましては、國土開発総合自動車道の趣旨から考えまして、これは道路の対策ということがもちろん重点でありますから、その方面的エキスパートを入れなければならぬけれども、やはり森林資源の関係に通曉しておる者とか、あるいは電源開発関係に対して有能の士であるとか、あるいは東京、神戸、大阪の三つの日本の工業地帯とどういふ関係があるかといふよくなことで、その方面に対する知識のある人、あるいは地下資源に対して知識のある人とか、そういうよくな大別したところの大ざっぱに、國土の普遍的開発、生活領域の拡大、日本の産業貿易の振興、かような観点から、ワクをきめて、若干はその方面の人を入れなければならぬのぢやないかと思ひますけれども、そういう基準の構想がおありになつたらお述べになつていただきたい。

本の今まで未利用資源であり死滅され
いる国と、これによって日本の産業
経済の画期的な開発を目指すもの
が主眼であると考える建前から、この
審議会の委員たるべき人は、その学識
経験におきまして高度の、総合的な觀
点から幅のある、だれが見てもこれな
らば日本の一流の人物だ、こういうよ
うに考える人を、ぜひ各方面からの代
表者を入れてもらいたい、こう考えて
總理にも私どもは進言をし、その觀点
から選考を進めてもらつておるような
わけでございまして、近く大体その構
想も終つて委員もきまるものと考えて
おるのであります。國會議員の方の立
場は、これは与党及び野党側の執行部
同士で相談をしてもらいまして、そろ
いう角度から十分こういう線に沿つた
適当な人を選考してもらうというよう
なことで話し合いを進めてもらつてお
るようなわけでございます。

をされておりますが、この説明は二つに分けることができると思うのであります。つまり自動車輸送力の画期的な増強をはかるためにこういふ法案を提出したということが一つ、それから第二の問題といたしまして国土開発総貫自動車道建設法案が上程されておるのをこの法案を提出した、この二つのことが大臣の提案理由の説明に述べられておるわけでありまするが、さように了承してよろしくどうぞいますか。

○南條国務大臣 その通りでござります。

○中島(巖)委員 そこでこの二つの提案理由の説明のうち、後者の国土開発総貫自動車道建設法案と関連してこの法案を提出せねばならぬということはわかつておる。しかしながら提案理由の第一の理由とするところの自動車輸送力の画期的な増強をはかりますためにといふ、このことでありますけれども、これに對して建設省は具体的な国土開発高速自動車国道といふものを計画されておるのか、計画案があるのか、あるとすればその内容はどういうものであるか、これは道路局長でよろしいですから御答弁をお願いしたいと思ひます。

○官櫻政府委員 輸送力の中で自動車の輸送力がだんだん増して参りまして、現在のわが国の道路の状況ではこの輸送力を十分にまかない得ない状態でございます。そこで一般の道路につきましてはただいま十カ年計画といふ道路整備の計画を立てておるのでございますが、従来のような一方交通の道路の整備だけでは増加する自動車の輸送力に対応できませんので、自動車だけ通る高速自動車国道を建設しまし

わけであります。この高速自動車国道の計画につきましては第一に国土開発総幹線自動車道があるわけで、これが高速自動車国道の背骨になるわけでござりますが、これだけでは道路網としての整備ができませんので、それに伴う支線の整備につきましては具体的な案をこれから検討する段階であります。まだ確立しておらぬわけでございますが、今後これを根幹にいたしまして、高速自動車国道網といふものを計画いたして、その他の一般の道路網とあわせてわが国の道路網全体の整備をするという計画を立てたいと考えております。

○中島(巣)委員 ただいまの道路局長の御答弁を聞きまして、この高速自動車国道に対するところの具体的な案はないのだ、将来そういうことになるのだ、こういうような御答弁であつたようではあります。そういたしますと、結局今国会に高速自動車国道法案を提出したということは、要するに国土開発総幹線自動車道建設法案を実質法として実質は提出した、こういうようにしてござるを得ないのであります。それから建設管理の面を明らかにするということが一つの契機にはなつておるわけになつたわけでござりますので、その点まして、先ほど申し上げましたような

高速自動車国道と、それからその他の
道路とをあわせて一般の道路網整備計
画を立てる段階にきておる、かように
考えますのでこの法案を提出した次第です。

るいろいろ研究してみたのですが、建設省の趣旨、それから総販自動車道に早期に着工するということについては、建設省の方に行き会って、又はどつ

いますか、これだけでは道路網としての整備ができませんので、それに伴う筋骨と申しますか、支線を整備いたさなければならぬわけでござります。この支線の整備につきましては具体的な案をこれから検討する段階でありますて、まだ確立しておらぬわけでございますが、今後これを根幹にいたしまして、高速自動車国道網といふものを計画いたして、その他の一般の道路網をあわせてわが国の道路網全体の整備をすます。

○中島(滋)委員 ちよつとくどいよろしく
でありますけれども、結局今国会に提出
出せねばならぬというこの時間的な問
題については、御答弁によりますと、
国土開発総貫自動車道が名古屋—神戸
間に本年に予算がついておる、従つて
この事業実行の上において高速自動車
国道法を通さねばならぬ、こういふよ
うなお話であります。そこで、法案で
はつきりしておるようなものですが、
ここではつきりしておかねばならぬこ
とは、この高速自動車国道法が成立し
ない限りは、この国土開発総貫自動車
道にも手をつけることができない、こ

ども、われわれ立法院の一人といいたしまして、この三つの法案を並べて考えるときに、どうしても理屈が合わぬところが出てくるのです。私も法律屋ではないから、法律の一々条々々について指摘することは避けますけれども、現在の道路法というものは大正八年に制定されまして、昭和二十七年に一部を修正と申しますか改正されておる、こういうよろくな状態になつておるわけであります。そこで大正八年に制定された道路法を昭和二十七年に修正された、このときの修正のおもなる点について、ごく大ざっぱに今御説明願いた

法といふものを道路法の一部の法案として提出されたのであって、いわゆる大正八年に成立した道路法のワクで總つておるのだから、あらゆる点に矛盾が露呈しておる。こういうように考へるわけであります。そこで道路法の第二条におきましては、「この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で第四条各号に掲げるものをいい。」と書いてあります。「一般交通の用に供する道」としてある。それから道路運送法の第二条第八項におきましては、「この法律で「自動車道」とは、もつばら自動車の交通の用に供する道」としてある。したがつて、この二つの法律では、

○中島(慶)委員 ただいまの道路局長の御答弁を開きますと、この高速自動車国道に対するところの具体的な案はないのだ、将来そういうことになるのだ、こういうような御答弁であつたようあります。そといったまると、結

道にも手をつけることができない。どうよううに建設省としては考えておられるかどうか、この点をお伺いしたい。

た、このときの修正のおもなる点について、さく大ざっぱに今御説明願いたいと思います。

○富樫政府委員　お話のように、大正八年に道路法が制定されまして昭和二十七年に改正されたわけでございますが、昭和二十七年の改正は、日本の行

きましては、「この法律で「自動車道」とは、もつばら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道をいい、「こうなつておるわけあります。片方は「一般交通の用に供する」という、片方の道路運送法では「もつばら自動車の交通の用に供する」、こうしたことになつておるのであります。これは一般交通の用であるといふようにわれわれは從来解釈しておつたわけですが、その解釈にあいまいな点がございましたので、今回その点を高速自動車国道法によりまして明確にいたしたわけでございます。道路といふものは元来無料公開のもので

したということは、要するに國土開発総合自動車道建設法案を実質法として実質は提出した、こういうようにしてせざるを得ないのであります。かくいうように了承してよろしいでしよう。

ができないと考えておるわけでござります。それは国土開発総貫自動車道建設法によりますと基本計画を立てるところまではございますが、その計画によつてどう建設管理を実施していくか、この点がはつきりいたしておりませんので、この高速自動車国道法によ

○中島(源)委員 私も実はこの道路法の解説を三日、四日前に見ると、今局長の言われたような改正であるのであります。大正八年というと、自動車なんか

こうしたことになつておるのであります
が、今度提出されました高速自動車
国道法案によりますと、道路運送法の
自動車道でなくして、道路法の道路とす
る、こうしたことになつておりますけ
れども、この点、法規制上並びに理論
的に非常に矛盾があるようと思いま
す。この点について一つ御見解を承わ
ります。そういう観点に立ちまして道
路といふものは元来無料公開のもので
あるへしという考えに立つておるわけ
でござりますが、現在とられておりま
す有料道路の制度は、道路の整備を急
速にはからなければならぬ現在の段
階において、やむを得ずとらるべき特
別の措置として考えておるわけでござ
います。

発縦貫自動車道の建設を本年度から名古屋—神戸について建設することになつたわけでござりますので、その点の建設管理の面を明らかにすると、いろいろなことがあります。しかしこれを契機として、先ほど申し上げましたような

りまして建設管理の面を明確にして、それによって初めて建設管理が実施できるものと考えております。

ごく珍しくて、見せものくらいな時代
だったのじゃないかと思うのですが、
そういう時代に立法された道路法で
あって、昭和二十七年に修正されてはお
りますけれども、自動車交通に対して
の考え方で修正された点は、この道路
法には一点もないのです。ただいま局

す。この点について一つ御見解を承りたいと思います。

います。そういう観念に立ちまして道路を観念いたしておるわけでございま
すが、そのほかに、一般自動車道事業
として、道路を作り、自動車を通行せ
しめて料金を取り、それで企業の採算
をとっていく、利潤も生むという道路
もあつていいわけござります。それ

も道路網全体の一部と考えて参りますと、日本の道路網を整備していく上においては大いに役立つわけでござりますが、観念そのものは、自動車道を作つて、それによつて企業を営むといふことになつておるわけでございます。高速自動車国道におきましては、有料のものも無料のものもできるわけ

であります。根本的な考え方では、道路法の道路の発展した姿である、かよう考へておる次第でございます。

○中島(巣)委員 これはあなたの所管外ではありますけれども、道路運送法の「この法律で『自動車道』とは、もつぱら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道をいい。」

この高速自動車国道法案を創案する場合に、今御指摘のような問題が議題になりましたして、そこでその基本觀念をきめましたので、私から一応申し上げておりますが、御指摘の道路法による一般の道路といふのは、つまり一般の公共交通に寄与する面のあることは申し上げるまでもないのです。

が、道路運送法によります自動車の専用のための道路、つまり運輸省の認可による道路を主眼とするものであります。従来からの社会通念では、結局一般交通の用に供するということは混合交通だと考へておつたわけであります。しかしここにはつきりと規定してあるのです。それから道路法においては、「一般交通の用に供する」ということになつておるのであります。われわれの從来か

けであります。

そこで今度できます高速自動車道といふのは、自動車の専用といふことにあっておつたわけであります。しかし、この道路を主眼とするものであります。従いまして道路法によります専用道路は営業を目的とした道路、つまり運輸省の認可による道路を主眼とするものであります。この点だけはただしておかねはならぬ、こういうような考え方で質問いたしました。

そこで御指摘の道路法の第二条八項に建設、管理すべきだといふことが基本的觀念であります。また、御指摘の道路運送法によります運輸省の認可の自動車道とは、全く基本的な觀念が違つておるわけです。そこを誤解しないようにお願ひしたいのですが、ただいまの大臣の御答弁は非常に矛盾だらけのようになつておるところが違つておるか、この

点を一つ明らかにしていただきたい。

○富樫政府委員 私ども法律はよくわからぬけれども、今の段階では夢物語で、一つの詭弁であるとしかわれわれとしては考えられないところなんであ

ります。

それでまた法律論に入つておきます

けれども、道路運送法の第二条八項に

一般自動車道と専用自動車道と分けて

あります。

省で提案した高速自動車国道法とほ

ういうところが違うのであります。

法の目的といたしておるのは「道

路運送事業の適正な運営及び公正な競

争を確保するとともに、道路運送に開

する秩序を確立することにより、道路

運送の総合的な発達を図り、もつて公

共の福祉を増進することを目的とす

る。」こうあるわけでござります。

それで、第二条の三項に自動車道事業の

い限りは、自動車専用道路を無料公開

について、何か公式に、あるいは判例

といつたものがないかというお尋ねで

す。同時に一方、自動車専用道路を

走つておる自動車は、一般道路と比較

すれば、ガソリンにいたしましても、

時間にいたしましても、莫大な利益を

得ておる。従つて、税負担の面から見

ますから、この点において、ただいま

御審議願つておる高速自動車国道とは

全く基本において違つていうことで

あります。

○南條国務大臣 こまかい点は政府委

員から答弁してもらいます。その点

についての政府の基本的な見解を申し

上げておきたいと思います。

この高速自動車国道法案を創案する

場合に、今御指摘のような問題が議題

になりましたして、そこでその基本觀念を

きめましたので、私から一応申し上げ

ておりますが、御指摘の道路法による

一般の道路といふのは、つまり一般の

公共交通に寄与する面のあることは

申し上げるまでもないのです。

おきますが、御指摘の道路法による

自動車国道法案に基く高速自動車道と

して取り扱う場合に、全国の縦貫道と

いうものが将来全部無料道路になるか

申しますと、先般の委員会において

自動車国道法案に基く高速自動車道と

して取り扱う場合に、全国の縦貫道と

いうものが将来全部無料道路になるか

申しますと、先般の委員会

定義がございまして、「一般自動車道をもつばら自動車の交通の用に供する事業をいう。」こうなつておる。その中の一般自動車道といふものの定義を八項でいたしておるわけでございまして、「自動車道」とは、もつばら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道をいい、こうなつておるわけでござります。従いまして、これはそのもとに自動車道事業といふものがあつてできる自動車道であると、企業をするということです。従つて、この自動車道と高速自動車国道とは根本的に観念が違うものと思うわけでございますが、一般的の自動車道と専用自動車道とございます。この専用自動車道というのは、限られた者が交通する自動車道であろうと思ひますから、根本的にはその自動車道で企業をするということでおざいまります。

○中島(巣)委員 東京で現在新橋、数寄屋橋間で自動車道を建設しておる。

○富権政府委員 お話しのように、東

京高速道路は無料公開という条件を付せられまして、無料公開にすることにいたしておりますが、あれは単に道路だけではなくて、その下を利用すると二つの目的を持つた一つの企業でございます。一般自動車道としてこれは道路運送法によつて免許されておるわけでござりますけれども、この上の

道路が無料であるということだけで、これは道路運送法による道路ではなくて道

路だということにはならぬのであります。と申しますのは、道路法の方でござ

めてありますのは、道路の種類がござ

いませんして、国道から市町村道まである

わけでござります。そのどれにもあれ

は該当しておらぬのでありますから、

道路運送法による自動車道といふこと

で免許を受けたわけでござります。

○中島(巣)委員 ただいまのところあ

まりはつきりしないのです。まだ法

案の審議には入つておらないのです

が、昨日大臣が説明されました道路公

団法の一部を改正する法律案、この中

を見ますと、やはりこれらの高速自動

車道の下の倉庫だとか店舗だとガソ

リン・スタンドだとかいうものを道路

公団で行つことができるよう規定さ

れておる。そろそろは、ただいま道路

運送法で許可したところの東京高速

自動車道と同じ結果になるわけで、む

しろ道路公団でやる高速自動車道の方

は料金をとつて、片方は料金をとら

れ、そななつてくると、どうもその辺

がはつきりせぬのです。法的にどうい

うものであるか、その見解を明らかに

してもらいたい。

○富権政府委員 なるほど申される実

体は似たものでござります。しかし道

路公団が実施いたしますものは道路法

上の道路でありますて、それぞれ管理

者の所管になるか、運輸省の方の所

管になるか。

○富権政府委員 お話しのように、東

京高速道路は無料公開という条件を付

せられまして、無料公開にすることに

いたしておりますが、あれは単に道路

だけではなくて、その下を利用する

二つの目的を持つた一つの企業で

ございます。一般自動車道としてこれ

は道路運送法によつて免許されておる

わけでござりますけれども、この上の

道路が無料であるということだけで、

これは道路運送法の道路ではなくて道

路だということにはならぬのであります。

と申しますのは、道路法の方でござ

めてありますのは、道路の種類がござ

いませんして、国道から市町村道まである

わけでござります。そのどれにもあれ

は該当しておらぬのでありますから、

道路運送法による自動車道といふこと

で免許を受けたわけでござります。

○中島(巣)委員 つまり公物であるか

私物であるかの違いである。その他は

違ひがない、こういうふうに解釈して

よろしいのですか。

○富権政府委員 実体は似たものでござ

ります。

○中島(巣)委員 そうしますと、昨日

大臣が説明された道路公団法の一部を

改正する法律案におきましては、この

高速国道を道路公団で建設するとい

うこと、さらに倉庫とか、ガソリン・ス

タンドとか待避場その他の設備をした

ものを道路公団が管理することができ

る、かように規定されたわけでございま

す。ただその国のものを運営いたしま

すのをだれがするかということがある

わけでござります。その点につきま

しては、ただいまのところ道路公団が

やつておつたものを引き続き実施する

には道路公団が適当ではなかろうかと

いうことを考えておるわけでございま

す。

○中島(巣)委員 そうしますと、先ほ

ど御答弁になつた公物であるか私物で

あるが、こういう問題になつてくる

と、結局公物といふものは行政府が民

衆に供するものであつて、しかも公け

どあります。従つてこれは上の道路

は有料道路である。しかし先ほどの大

臣の説明のようには、現在はそうであつ

ても、何十年、何百年かの後にはこれ

は無料公開になるのだから公物であつ

て、いわゆる道路運送法の一般道路と

は違つたのだ。こういふ御答弁であります

けれども、たとえはその上の道路が

償還された場合において、この倉庫

業、ガソリン・スタンドといふものは

結局道路が償還されて困るとなつてしま

まえば、これは付属事業でなくして、全

く独立した倉庫事業なりあるいはガソ

リン業なり、あるいはスタンドであ

り、待避場なりになつてしまふわけで

あります。その辺はどういうふうに御解釈に

なつておりますか。

○富権政府委員 これは有料道路が償

還されますと、ガソリン・スタンドで

も休憩所でも、あるいは高架の下に施

設いたしましたのも全部国の中に入

り、改正しまして、そいつた業務も実施

りますから、その点が違つわけであります。

○中島(巣)委員 つまり公物であるか

私物であるかの違いである。その他は

違ひがない、こういうふうに解釈して

よろしいのですか。

○富権政府委員 実体は似たものでござ

ります。

○中島(巣)委員 そうしますと、昨日

大臣が説明された道路公団法の一部を

改正する法律案におきましては、この

高速国道を道路公団で建設するとい

うこと、さらに倉庫とか、ガソリン・ス

タンドとか待避場その他の設備をした

ものを道路公団が管理することができ

る、かのように規定されたわけでございま

す。ただその国のものを運営いたしま

すのをだれがするかということがある

わけでござります。その点につきま

しては、ただいまのところ道路公団が

やつておつたものを引き続き実施する

には道路公団が適当ではなかろうかと

いうことを考えておるわけでございま

す。

○中島(巣)委員 そうしますと、先ほ

ど御答弁になつた公物であるか私物で

あるが、こういう問題になつてくる

と、結局公物といふものは行政府が民

衆に供するものであつて、しかも公け

どあります。従つてこれは上の道路

は有料道路である。しかし先ほどの大

臣の説明のようには、現在はそうであつ

ても、何十年、何百年かの後にはこれ

は無料公開になるのだから公物であつ

て、いわゆる道路運送法の一般道路と

は違つたのだ。こういふ御答弁であります

けれども、たとえはその上の道路が

償還された場合において、この倉庫

業、ガソリン・スタンドといふものは

結局道路が償還されて困るとなつてしま

まれば、これは付属事業でなくして、全

く独立した倉庫事業なりあるいはガソ

リン業なり、あるいはスタンドであ

り、待避場なりになつてしまふわけで

あります。その辺はどういうふうに御解釈に

なつておりますか。

○富権政府委員 これは有料道路が償

還されますと、ガソリン・スタンドで

も休憩所でも、あるいは高架の下に施

設いたしましたのも全部国の中に入

り、改正しまして、そいつた業務も実施

ます。

○中島(巣)委員 つまり公物であるか

私物であるかの違いである。その他は

違ひがない、こういうふうに解釈して

よろしいのですか。

○富権政府委員 実体は似たものでござ

ります。

○中島(巣)委員 そうしますと、昨日

大臣が説明された道路公団法の一部を

改正する法律案におきましては、この

高速国道を道路公団で建設するとい

うこと、さらに倉庫とか、ガソリン・ス

タンドとか待避場その他の設備をした

ものを道路公団が管理することができ

る、かのように規定されたわけでございま

す。ただその国のものを運営いたしま

すのをだれがするかということがある

わけでござります。その点につきま

しては、ただいまのところ道路公団が

やつておつたものを引き続き実施する

には道路公団が適当ではなかろうかと

いうことを考えておるわけでございま

す。

○中島(巣)委員 そうしますと、先ほ

ど御答弁になつた公物であるか私物で

あるが、こういう問題になつてくる

と、結局公物といふものは行政府が民

衆に供するものであつて、しかも公け

どあります。従つてこれは上の道路

は有料道路である。しかし先ほどの大

臣の説明のようには、現在はそうであつ

ても、何十年、何百年かの後にはこれ

は無料公開になるのだから公物であつ

て、いわゆる道路運送法の一般道路と

は違つたのだ。こういふ御答弁であります

けれども、たとえはその上の道路が

償還された場合において、この倉庫

業、ガソリン・スタンドといふものは

結局道路が償還されて困るとなつてしま

まれば、これは付属事業でなくして、全

く独立した倉庫事業なりあるいはガソ

リン業なり、あるいはスタンドであ

り、待避場なりになつてしまふわけで

あります。その辺はどういうふうに御解釈に

なつておりますか。

○富権政府委員 これは有料道路が償

還されますと、ガソリン・スタンドで

も休憩所でも、あるいは高架の下に施

設いたしましたのも全部国の中に入

り、改正しまして、そいつた業務も実施

ます。

○中島(巣)委員 つまり公物であるか

私物であるかの違いである。その他は

違ひがない、こういうふうに解釈して

よろしいのですか。

○富権政府委員 実体は似たものでござ

ります。

○中島(巣)委員 そうしますと、昨日

大臣が説明された道路公団法の一部を

改正する法律案におきましては、この

高速国道を道路公団で建設するとい

うこと、さらに倉庫とか、ガソリン・ス

タンドとか待避場その他の設備をした

ものを道路公団が管理することができ

る、かのように規定されたわけでございま

す。ただその国のものを運営いたしま

すのをだれがするかということがある

わけでござります。その点につきま

しては、ただいまのところ道路公団が

やつておつたものを引き続き実施する

には道路公団が適当ではなかろうかと

いうことを考えておるわけでございま

す。

○中島(巣)委員 そうしますと、先ほ

ど御答弁になつた公物であるか私物で

あるが、こういう問題になつてくる

と、結局公物といふものは行政府が民

衆に供するものであつて、しかも公け

どあります。従つてこれは上の道路

は有料道路である。しかし先ほどの大

臣の説明のようには、現在はそうであつ

ても、何十年、何百年かの後にはこれ

は無料公開になるのだから公物であつ

て、いわゆる道路運送法の一般道路と

は違つたのだ。こういふ御答弁であります

けれども、たとえはその上の道路が

償還された場合において、この倉庫

業、ガソリン・スタンドといふものは

結局道路が償還されて困るとなつてしま

まれば、これは付属事業でなくして、全

く独立した倉庫事業なりあるいはガソ

リン業なり、あるいはスタンドであ

り、待避場なりになつてしまふわけで

あります。その

は、どこまでも私企業の、営利を目的とするための自動車道路が道路運送法における運輸省の認可によるものであります。一方高速自動車道の方は、国道の一部でありまして、一時建設資金を得るために道路公団をして有料道路にしておりますけれども、建設費が償還された場合においては、これは全部に返つて公開するものだ、無償でこれが國のものとなる、こういうのであります。そこに非常に基本的な違いがあります。そこに非常な違います。そこを申し上げたい。そこで今度の今提案案であります道路公団法の一部改正の中に、いろいろな値段だとかガソリン・スタンド、その施設の建設管理も道路公団がするのだ、これも利益を上げるのは不都合ではないか云々と申されますけれども、先ほど政府委員からの答弁のように、これらも建設費が償還をされたときには全部あげて國のものになる、国有になるのだ、従つてなつた場合にこれらを管理するものが、かりに道路公団がいたとしても、それによつて上の利益はみんな国民のものになる、國の所得となるのでありますから、道路運送法によります私企業の営利を目的とする仕事とは、全く観念が違うものである。道路運送法によつて運輸大臣の認可による、そういうふうに扱う。こういうことが非常に大きな違いであると思います。

に、東京都の高速自動車道は、最初から無料公開をする。それを運輸省で道路運送法によつて許可しておる、こういう状態でしよう。従つてそれから道路運送法によるところの一般自動車道とこの高速自動車道とどう違うか、こういうように考えたときに、今大臣のところによつて許可したる道路が最初から無料であるけれども、現在道路運送法によって許可したる道路が最初から無料であるけれども、こういうふうに開にされるのはどうか、こうなことになつて、非常に矛盾が露呈するとしておるのである。

はありますけれども、別に上の道路は、道路で無料公開しておるので、下とは切り離して考えていいと思う。従つて建設省で、この高速自動車国道法で管理したらどうか、こういうふうに考えるわけです。それから法的な解釈に入るわけですが、この道路運送法第二条の一般自動車道と、建設省の今度の、現在審議しておるところの高速自動車国道とはどういうふうに違うのか。

○富権政府委員 さつき申し上げまつたことを繰り返すことになるわけでございますが、道路運送法の自動車道は、私企業の道路であるということですござります。従つて営利を目的としており、この事業によって利潤を生んでいかなければならぬ道路であります。その点が高速自動車国道とは根本的に違う点でござります。

○中島(謙)委員 私企業の道路が道路運送法の道路であり、そして国で建設するところの公けの道路が高速自動車国道である、こういう御答弁でありますけれども、高速自動車国道は道路公園で建設することになつておることははつきりいたしておるわけであります。そこで、運輸省日本国有鉄道が自分で建設しておるところの国道がたくさんあるわけです。福島県の白河にあるのです。そうすれば、これはあなたの説からいえば、この高速自動車国道法で管理すべきものだと思うのです。この点いかがでありますか。

○中島(嘉)委員 そうしますと、利潤を生まれないところの高速自動車道ならば……、どうも今の……。

○南條国務大臣 それは先ほどから私が申し上げておりますが、ちょっとと食い違つておるかしらぬが、かりに今の国鉄がそういう専用自動車道をやつた場合に、これは国鉄が營利目的のためにやるものであつて、利潤を生んだ場合にはその収入は全部国鉄の利益にならぬのです。一方において高速自動車道の方は、建設省に償還するために一応その方便として有料にしてあるのでありますから、その償還ができた場合にはおいては全部あげてこれは國に戻す、決してこれは營利を目的とするのではないのです。ですからその点は幾ら道路公団が施設を管理しまして、いろいろな倉庫などがあるのは店舗において高架下の利益をあげましても、これは營利目的でやるのじゃないのであります。そして、早く建設省に償還させるための方法としてやるのでありますから、償還年限が早く済めば、これは全部國へ返る、そこに私企業と申しますか、營利を目的としている道路運送法と、この高速自動車国道との非常に根本的な違いがあるということだけは一つ……。

○中島(嘉)委員 そうすると大臣は、国鉄は營利を目的としてやつておる、こういう御解釈になつておるのであります。

○南條国務大臣 国鉄は今日独立採算制であります。これは国鉄自体の營

○前田（業）委員　関連して。今中島委員から質疑を行われておるのは——道路運送法に基く道路と、それから高速自動車国道法に基く道路との区別といふものは、そういう意味を持つておるものだという建設大臣の御意見は、われわれもよく了解はつく。何もその占に疑義を持つておるのではない。ただ道路立法の建前が明確になつておらぬ。法律的立場から中島君が質問をいたしておる。

そこで問題になるのは、道路運送法には、私企業であるとか、私企業でないとかいう文句はないので、ただ道路運送事業を行ふ事業ということが書いてある。私企業であるとか公共事業であるとかいうことは書いてない。そしてこの事業とは、「自動車運送事業、自動車道事業、自動車運送取扱事業及び軽車両運送事業をいふ。」こう書いてあるのです。私企業であるとか、私企業でないとかいうことはない。たゞ実質的には今大臣がおつしやつたような性格を持つておるのでだから、この二つの法律の取扱いは、そういう性格をもつて取り扱つておるものだ、こういふことについては理解がつく。ただ立法的にこれが明確を欠いておるのじゃないか。もしそうだとするならば、何ゆえにこれに私企業でなければならぬといふことを書かないか。運送事業といふようなものは国鉄がやつても運送事業、それから道路公団がこの有料のものをやつて、駐車場やその他の附帯事業等をやりますならば、それも一つの事業になつてくる。そういう

「ことわざ」は将来混同するよななどとなる。ことにこの道路運送事業の中にも、やはり「公共の福祉を増進することを目的とする」という公共の福祉が、法文の中に指示されておる。公共の福祉でなくてはならぬということを指示されておる。そうして実質的にはいろいろな立法の混同になる。そういうふうに私企業々々々とおつしめるなり何ゆえ私企業といふことを法文の中に明確にされないか、実質的に公共の団体でも、将来日本の近代的な交通機関というものを整備する段階になりますと、近代的な運送事業が国家の力で行われるようになつてくる傾向を当然持つておるのであって、そうするとこの法律といふものはどうも明確を欠くのじやなかろうかということに、中島委員の質問の要旨があると思う。その点を一つ明らかにしていただきたい。

ものである、こうしたことを申上げたわけでござります。
○中島(鹿)委員 そうしますと、現在審議中の道路整備特別措置法の一部を改正する法律案の第十一條において、「高速自動車国道に係る料金の額は、高速自動車国道の新設、改築その他の管理に要する費用で政令で定めるものを償うものであり、かつ、公正妥当なものでなければならぬ。この場合における料金の徴収期間の基準は、政令で定める。」、こうしたことになつておおりまして、やはりこれも料金をとり、そしてそれらを政令で定める、こうしたことになつておるわけであります。従つてこれは道路公団のやることに成りまして、やはりこれも料金をとところの料金の徴収あるいはその附帯設備といふことも事業である、どうかこの辺が、大臣の言われる意味はわかりますけれども、法的に明確を欠いておるということを申し上げたい、これに対しても一つ御答弁を願いたい。

ところのそれを元といたしたところの改正であつて、そらして自動車といらうようなことを何ら考慮に入れなかつた修正であった。従つて三十数年前に出されたところの道路運送法に持つていて、近來の高速自動車国道法をその一部として突っ込んだところに非常な矛盾がこの法案の上に露呈してきておる、こういふように私は解釈しておるわけであります。従つて、これは道路法も道路運送法も根本的に改正しなければならぬ、そしていわゆる第三陸上交通路ともいるべきところの高速自動車国道に対する法案も別にこしらえなければならぬ、こういう時期に来ておると思うのです。そこで私が指摘して政府の方々に対してもその認識を改めていただきたいと思ひますのは、昭和三十二年の一月十三日に、運輸省と建設省でもつて高速自動車道路の取扱いについての覚書をかわしております。その第一といたしまして、国土開発幹線自動車道建設法案成立の暁において同法により建設せらるべき道路及びその他それに準すべき高速自動車道路は、従来の道路と若干性格の異なつたものである——これがいかぬと思うのですよ。運輸省も建設省も、この高速自動車道を、従来の道路と若干異なるものであるといふ程度の御認識でもつてこの法案を提出されるから、至るところにすつきせぬ矛盾しましたものが出てくるのじゃないか、こういふよう考へるわけであります。そこでこういうことを大臣並びに道路局长に申し上げてははなはだ失礼かと思ひますが、いかにしてすつきりせぬ法案であるということだけははつきりせぬ、質疑応答を通じて了解できぬ

ここで時間をおとすおりましても、
しようがありませんから進めることに
いたしますけれども、この高速自動車
国道法案を見て参りますと、建設の面
に関することは比較的充備しております
すけれども、管理面あるいは管理上の罰
則に対する面について、昨日も同僚か
ら質疑されました。罰則は若干あります
けれども、非常にこれがゆるやかだ
と思う。たとえばきのうの局長の説
明のように最低六十キロ、最高百二十
キロくらいの速度で走る道路といふこ
とになると、一つ石が落ちていてももの
のすごい事故がそこで起きることにな
ると思うのです。これらに対する罰
則が不十分じゃないか、道路公団がこ
れを管理する場合においては、国家賠
償法なんかでこれらの損害に対する請求
ができるかどうか、こういうようなな
点をこの際一つ明らかにしていただき
たい、こういうふうに思います。

○富澤政府委員 罰則の点でございま
すが、この点につきましては法務省と
十分に協議いたしまして、法務省の意
見をいまして定めたものでございま
すので、この規定で適当であろうかと
考えておるわけでございます。

それから道路公団が国家賠償法の中
の国とみなされるかの問題でございま
すが、道路公団はこの国家賠償法にき
めております公共団体に該当いたしま
すので、国家賠償法の規定によりまし
て公団が賠償することになるわけでござ
います。

○中島(慶)委員 その点は明らかにな
りましたが、そこで今局長は法務省と
打ち合せをしたと言われますけれども
も、こういう問題は日本の画期的な問
題です。

題で、やはり外国のアウトバーンなどの法律を十分御研究になつて立案され
る必要があるのじやないかと思うので
す。どうもこの第三陸上交通路として
新しく画期的な高速自動車国道法案が
提出されておるにもかかわらず、これ
らの管理その他の面におきまして、鐵
道の管理に關する規定なんかから比較
してみましても非常にお粗末な、わざ
かあとの方に三条か四条しか管理とか
罰則といふことがないので、これでは
非常にどうかと思うのであります。

それから、これはあとで質問に入る
ところの道路公團法の一部を改正する
法律案の際に質問をいたしますが、結
局非常に大きな権限を道路公團が持つ
ことになるのです。結局立体交差であ
りますから、都市に入りますればほと
んど下が倉庫、店舗になるが、それら
の権限を一切道路公團が持つことにな
る。従つてこれららの管理とか罰則とい
うような規定をもう少し十分考えてや
らぬと、今の國鉄の汚職なんというよ
うなものよりもっと大きな問題が出
てくると思うのであります。そうして
補償の問題でありますけれども、昨
日も同僚委員から質問があつたと思う
のですが、結局これは電車とか国道と
かあるいは大きな道路とかいうふうな
ところは立体交差はできましょうが、
一々農道といつたところを立体交差に
するわけにいかぬ。従つて二十なり三
十なり全部を集約してそこで立体交差
にしなければならぬが、その場合の補
償はどうするか。あるいは一人の農家の
農地をこの国道でもつて両分した場
合は、普通鉄道ならば汽車の通る合間
を縫つてできるけれども、これもこの
高速自動車道ではできぬ。そうすると

これらの補償をどうするか、どういう問題が起きてくるわけであります。これはこの法律とは別に政令で定めるのであるか、あるいは土地収用法を適用するのであるかということになるわけであります。この点もはつきりしておかなければいけませんけれども、道路法によるところの道路であるから土地収用法の適用はできると思うのであります。

○中島(巖)委員 法案を見まして、どうも法律的に見てすつきりしないものであります。これはあまりくどいようありますが、案と前の道路運送法なり道路法との間に根本的な非常な矛盾があるから、こういう結果になつておると思うのです。大臣も非常にお急ぎのようにお聞きましたし、すでに十二時十五分になつておりますので、以上をもと

です。そこで今後の条文の中に、「高速自動車国道に係る料金の額は、」その次に、「当該高速自動車国道の新設」というように「当該」の字を入れて、その区画をはつきりさせないと、これではどうもその点が非常に明確を欠いてあるのじやないかと思うのですが、その点はどうなんですか、一つ明確にしておいてもらいたい。

て、ただいまの十二条のような表現にしたわけでござります。

○前田(説)委員 今の御説明はおかしいと思うのです。今の説明の通りであるから、むしろ当該が要るんじゃないですか。百九十キロのうち五十キロできたら、さしあたりその五十キロを当該区間としてきめるということにしないと、全体を含めてきめなければならぬということになりますから、全体の百九十キロ云々ということに言わなければならぬことになるのであって、そのことこそが現実に即さない立法にならぬじやないか、こう思うのですが、どうですか。

土開発総貫自動車道の予定路線は、これはいわゆる審議会の識を経て内閣總理大臣が国会へ出して、国会で法律として認めなければならぬ。つまり国会において法律として決定したのが予定路線、そういうことですね。その予定路線を政令で認めなければ高速自動車国道にならぬということに、この文面から見るとなるわけであつて、逆に申しますれば、国会の議決よりも政令の方が優先するということに解釈できるようになるのですが、この点はいかがですか。

○富樫政府委員　お話のように高速自動車国道は、農道を横切る場合がたくさん起るわけでござります。これらの農道についても立体交差にしていくつもりでございますが、ただ農道がきわめて接近して何本もあるといふような場合には、これは一本にまとめて

の質疑応答の中で、ちょっとと明確を欠いた点があるのです。それは道路整備特別措置法の問題で、今例をあげられました第十二条の第一項です。中島君

五年くらいかかるかも知れぬといつて
おります。その際に一部——百九十
キロのうち五十キロまではできたとい
たまして、それをそのまま全部がで
きるまで遊ばしておくか、これは非常
な不経済な問題だと考へておる次第で

た方が明確になる場合もござりますが、先ほど路政課長の言つたようになりますと、もとつと幅が広くなるわけでございまして、そいつた意味で、多少そういう疑点はございますが、かように規定いたしたのでござります。

○中島(謙)委員 そうすれば逆に考えて、国会で議決した法律で決定した予定路線が、結局政令できめない場合は建設すべきものを国道として建設していくということになりますので、その点のところはないものと考えております。

○中島(鹿)委員 今土地収用法の問題として、この規定に基きまして補償をいたして、いく考え方でござります。

り、かつ、公正妥当なものでなければ
ならない。この場合における料金の徵
収期間の基準は、政令で定める。」こ
ういうことになつておひまして、高速
自動車道の新設は、先日も申し上げた
ように、その個々の、たとえば小牧一
性もございますので、そこで百九十九
十キロのうちの五十キロだけについて
の料金をきめるということになる可能
性もござりますので、そこで百九十九

○富樫政府委員　国土開発総貫自動車道建設法によりまして、国土開発総貫自動車道の予定路線がきまるわけですが、この第四条の第一項の一號に、「国土開発総貫自動車道のうちから政令でその路線を指定したもの」とあるこれは、どういう意味でこういうことを書いたのですか。

て、国会で議決した法律で決定した予定路線が、結局政令できめない場合は高速自動車国道にはなり得ないということがある、こういふように解釈してよろしいのですか。

○富樫政府委員　ガソリン・スタンド
避所とかいふようなものに対しても土地収用法の適用ができるかどうか、この点をお伺いしたい。

る場合と、相当長距離の場合と、そしてその長距離の場合においては、建設大臣もおっしゃつたように、区間的にはこの距離は有料、この距離は有料でできないといふものが、将来起ると思うのです。そうしたときに、この改正では不十分ではないかと思うわけなの

の区間の料金として供用を開始した
い、そういうような意図があつたわけで
ござります。そういう意味におきまし
て、大体一体性をもつて考え方で
線につきましては、その区間について
の共通の料金をきめて参りたい、そ
ういう考え方から当該という字を落しまし

○中島巖委員 そうしますと、国
います。それとこの高速自動車国道と
関連をつけますときに、このうちから
政令でその路線を指定したもの国道
とするわけですが、まして、従つて、
国道として建設管理をするということ
にいたしたのでござります。

○中尾(憲)委員 どうもわからぬ。つ
ことざござります。縦貫道は道路の面
からいつてどういう性質の道路か、こ
の法律との関連ではつきりいたしませ
んから、どうしたことで明確にしてよ
うことで規定したわけでありま
す。

土開発縦貫自動車道の予定路線は、こ
れは、つむる等義云々議論二回開設

土開発総貫自動車道の予定路線は、これはいわゆる審議会の議を経て内閣總理大臣が国会へ出して、国会で法律と

まり予定路線の決定は内閣総理大臣が審議会の議を経て国会へ出して、国会で法律で決定する。それがすなわち予定路線で、その予定路線のうちから政令でその路線を指定しなければ、高速自動車国道にならないということになると、結局審議会の議を経て法律で決定したものより政令の方が上になる。優先するという、この文章から見れば、こういう解釈をせざるを得ないのであるが、もし何かの法律上、政令できめねばならぬのでその事務手続の方法としてこういうことを入れたのであるか、事務手続ではなくして、政令できめなければ高速自動車国道にならないのか、この点をはつきりしておきたい。

○富権政府委員 これは事務手続として入れたものでございまして、路線を指定して、道路法上の道路にするという手続をこれによつて踏むわけでございます。道路法上の道路になりますと、道路法の規定がこの線に働きますので、それによって土地取用も可能になりますし、建設大臣が建設することも可能になってくるわけであります。

昭和三十二年四月十八日印刷

昭和三十二年四月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局